

大阪市告示第1159号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月26日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和7年8月27日(水)	午前9時から 翌日午前2時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)